

事 務 連 絡
平成28年3月15日

事業主 様
事務担当者様

東京織物厚生年金基金

当基金の将来返上に伴う今後の事務について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当基金の運営について、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般は、当基金の解散及び国の厚生年金の代行給付に係る将来期間の支給義務の停止（いわゆる将来返上）の同意書のご提出につきまして、ご協力を賜り誠にありがとうございました。事業所様・加入員様・労働組合様それぞれ認可申請の為の基準を満たす同意を頂き、平成28年2月16日 第135回代議員会において将来返上実施について決議、2月23日に認可申請を行い、平成28年4月1日付で国から認可を受ける見込みです。

将来返上の認可を受けることにより、事業所様にご留意いただきたい点を下記にお示ししておりますので、ご高覧願います。

今後とも、当基金の運営にご理解・ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

敬具

記

1. 当基金宛て事務手続きについて

将来返上に伴い、当基金宛て事務手続きについて、下記の点について変更がございます。

▶ 賞与に係る届出が不要となります。

賞与は従前より基本標準掛金のみ頂戴していた為、将来返上により、当基金への届出は不要となります。

賞与の支払日が平成28年3月31日以前 → 当基金への賞与支払届・総括表が必要

賞与の支払日が平成28年4月1日以降 → 当基金への賞与支払届・総括表が不要

（健康保険組合・年金事務所への届出は従前通りご提出下さい。）

賞与に係る届出以外の事務手続きについては、変更はございません。給付のご請求・適用関係の通知とも、従前通りご提出下さい。

2. 将来返上による掛金への影響について

将来返上により、平成28年4月分以降の加入期間に係る代行部分の給付は、当基金から国へ移ります。このため、これまで当基金へ納付いただいていた代行部分相当の掛金は、平成28年4月分（5月納付）以降、国へ納付していただくことになります。

掛金納付先の変更についても、特に事業所様に行っていただくお手続きはございません。5月に届く当基金からの納入告知書の額が減り、日本年金機構から届く国の納入告知書の保険料が増えていることをご確認下さい。（掛金率は下記ご参照）

【掛金率の変更について】（いずれも労使折半前）

	平成28年3月分 (4月納付) まで	平成28年4月分 (5月納付) から
当基金（基本標準掛金）	39.0/1,000	0/1,000
当基金（加算掛金、特別掛金、事務費掛金）※1	38.5/1,000	38.5/1,000
国（厚生年金保険料）	139.28/1,000	178.28/1,000
合計	216.78/1,000	216.78/1,000 ※2

※1 基本標準掛金以外の掛金（加算掛金、特別掛金、事務費掛金）は事業主負担のみ。

掛金率の変更はありません。

※2 国の厚生年金保険料率は平成28年8月分まで適用され、平成28年9月分より見直しされます。

【賞与掛金率の変更について】（いずれも労使折半前）

	平成28年3月支払分まで	平成28年4月支払分から
当基金（基本標準掛金）	39.0/1,000	0/1,000
国（厚生年金保険料）	139.28/1,000	178.28/1,000
合計	178.28/1,000	178.28/1,000

（その他 ご留意事項について）

- 将来返上に伴い、年金事務所より「厚生年金基金脱退通知書」が送付されます。将来返上認可後の保険料率について、基金に加入していない事業所と同様の取り扱いになること（上記の表参照）を国としてお知らせするもので、貴事業所が当基金から脱退したことをお知らせするものではありませんので、ご注意ください。
- 資格取得届ほか各種異動届の種別（性別）が国のみ「5→1」、「6→2」に変更となります。

(以下の文書は告知書にお入れしておりません。参考までご覧ください。)

3. 年金事務所からの通知書

当基金が将来分代行返上の認可を受けると、管轄の年金事務所から事業主あてに、「厚生年金基金脱退通知書」が下記文書を添付して送付されますが、この通知書は、「従来基金に納付していた代行部分の掛金（免除保険料）を、今後は国へ納付する」ことを通知するものであり、当基金から脱退することを通知するものではありませんのでご注意ください。

(「厚生年金基金脱退通知書」の添付文書)

事業主様

この通知書は、貴事業所が加入している厚生年金基金からの申請により、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定により、なおその効力を有するとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定により、なお、その効力を有するとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定に基づく認可が行われたことに伴い、認可日の属する月以降、保険料額の基礎となる保険料率等について、貴事業所を厚生年金基金に加入していたものとみなす（厚生年金基金に加入していない事業所と同様の取扱いとなる）ことをお知らせするものです。

貴事業所が、厚生年金基金から脱退したことをお知らせするものではありません。

〇〇年金事務所長

以上

〒103-0004

東京都中央区東日本橋 3-6-18 NF ビル

東京織物厚生年金基金

03-3661-5371